

個人情報保護法制 公民一元化の論点

一般財団法人 情報法制研究所
理事 高木浩光

政府の検討状況

- 「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」
 - 「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/

The screenshot shows the website of the Japanese Cabinet Secretariat (内閣官房) with the following content:

- Search bar: 検索
- Navigation menu: 内閣官房について, 会員・発表, 政策・制度, 情報提供
- Section: 個人情報保護制度の見直しに関する検討会
- Sub-section: 設置について
 - ▶ [根拠・構成員 \(PDF/190KB\)](#)
- Sub-section: 開催状況
 - 第1回 令和2年3月9日 [開催案内](#) [議事次第・資料](#) [議事録 \(PDF/360KB\)](#)
 - 第2回 令和2年5月27日 [開催案内](#) [議事次第・資料](#) [意見の要旨 \(PDF/371KB\)](#)
 - ※書面開催につき、事前に聴取した意見の要旨を公表
 - 第3回 令和2年6月16日 [開催案内](#) [議事次第・資料](#) [議事録](#)

検討のスケジュール【案】

3

	令和元年	令和2年				令和3年
	12月	3月		夏頃	年末頃	
タスク フォース	● 第1回開催			● 中間整理 パブリック コメント 実施		● 最終報告
有識者 検討会		←	←	←	←	
		設置	中間整理案策定		パブリックコメントの対応検討、 最終報告案策定	
						通常国会への 改正法案提出

※タスクフォース幹事会は、随時開催

検討の進め方【案】

4

- 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本を統合して1本の法律とし、個人情報保護委員会に一元的に所管させることを前提に、具体的な制度設計のあり方についてご議論いただきたい。
- その際、来年の通常国会に改正法案を提出する前提で、現行法制の縦割りに起因する不均衡や不整合を可能な限り是正することを目指し、ご議論いただきたい。
＜不均衡・不整合の例＞
 - ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
 - ・ 国立病院、民間病院、自治体病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
 - ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- 先行して政府内で開催している「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」での検討を基に、次回以降、事務局において具体的な案を提示させていただくので、それを叩き台として、ご議論いただきたい。

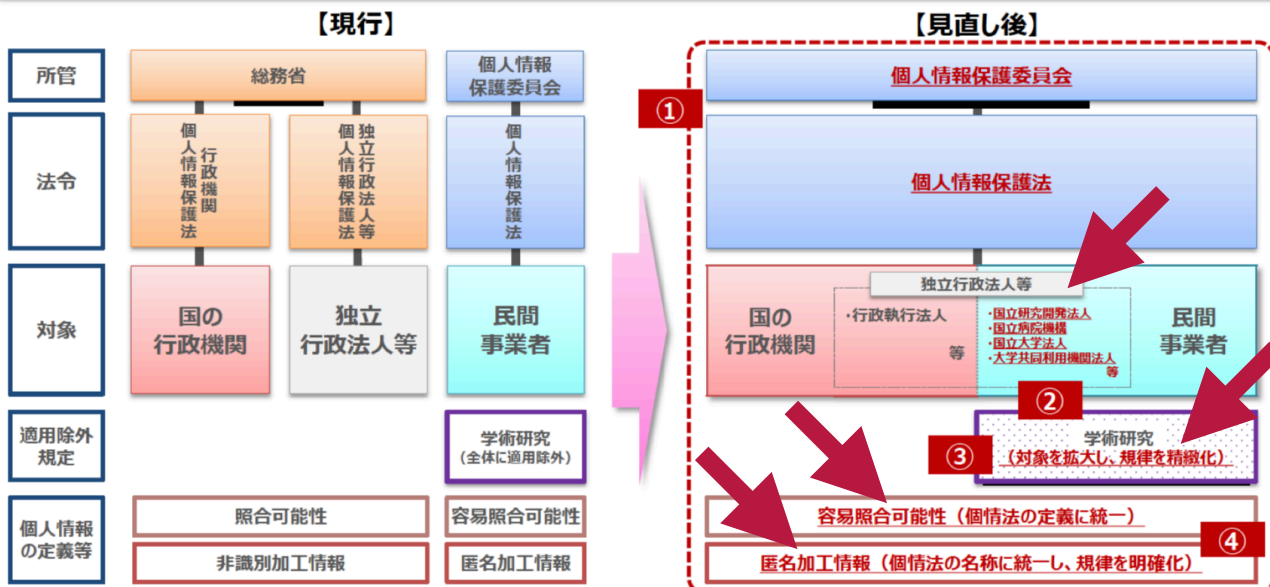
個人情報保護制度見直しの 基本的な方向性【案】

令和2年5月
個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース幹事会

個人情報保護制度見直しの全体像

2

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を、現行の個人情報保護法をベースに1本の法律に統合し、所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野や学術分野の独法等には、原則として民間のカウンターパートと同等の規律を適用^{*}。その一環として、個人情報保護法の学術研究に係る適用除外規定を見直した上で、国立研究開発法人や国立大学法人にも対象を拡大。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を官民で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



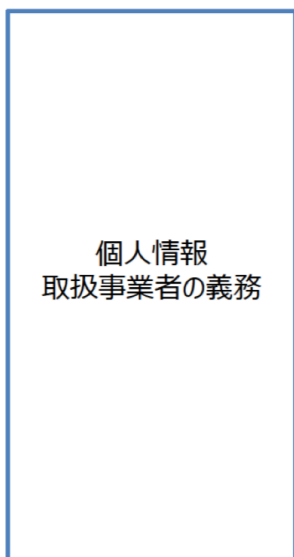
^{*}独法等の「民間のカウンターパートとの間で継続的な個人データ流通を伴う業務」について、民間と同等の個人データ流通に係る規律を適用する旨の別案もあり。

学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

6

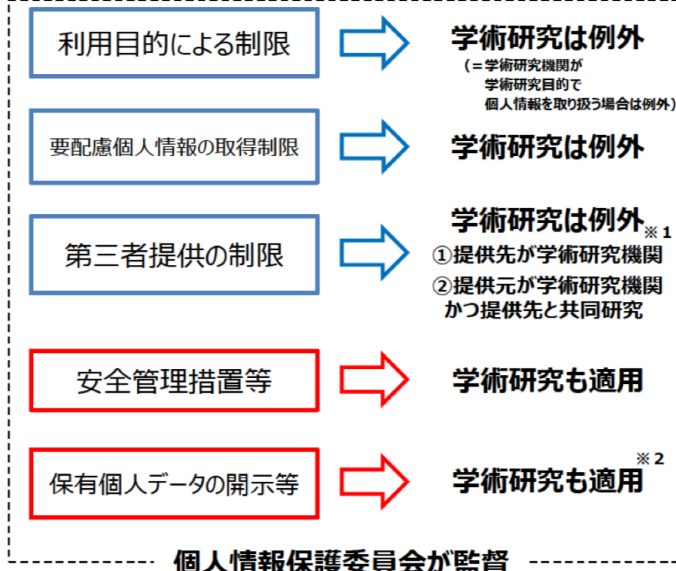
- ・ EUから日本の学術研究機関に移転された個人データについてもGDPRに基づく**充分性認定**を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直し、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化**する。
- ・ 学術研究目的の判断基準を明確化するため、「学術研究コミュニティの自主指針に則った個人情報の取扱いは学術研究目的で行われたものと推定する」旨の規定を置く。

【現行法】



学術研究は
全て
適用除外
(=学術研究機関が
学術研究目的で
個人情報を
取り扱う場合は
全て適用除外)

【見直し後】



- ※1 学術研究機関：大学（私立大学、**国立大学**）、学会、**国立研究開発法人**等（下線は今回追加されるもの）
- ※2 国立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用

個人情報の定義の統一（照合の容易性の扱い）

7

<現行法の規律>

- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 行政機関個人情報法及び独法等個人情報法：「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」

<対応の方向性>

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、**両部門における「個人情報」の定義を統一**する。
2. **定義変更に伴う影響を最小化する観点から、一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用する。**
3. その際、**公的部門において保護の対象となる情報の範囲が現在よりも狭まることを回避**するため、一元化の機会に、**政府の解釈として、以下の内容を精査し、明確化する。**
行政機関等は、民間の個人情報取扱事業者との対比では、全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能であり、照合可能なデータベースが他の行政機関等に存在する場合であっても、法令上照合が禁止されておらず、一定の手続きを踏めば照合できる場合には、近年のIT化の進展を踏まえれば、容易に照合できると評価し得る。
4. また、行政機関等に対する開示請求権に係る規定が情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面を有すること等を踏まえ、**開示請求権等の一部の規律については、規律の対象となる情報の範囲が変わらないこと（＝「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」こと）を条文上明記**する。

<現行法の整理>

- ◆ 「匿名加工情報」（個人情報保護法）：非個人情報
 - ◆ 「非識別加工情報」（行政機関個人情報法等）：個人情報
- } **内容は同じ**（個人情報を同一基準で加工）
- ◆ 非識別加工情報（匿名加工情報）は行政機関等にとっては個人情報であるとの前提で規定している結果、行政機関等に適用される**規律が一部不明確**（例：自発的作成の可否、民間部門から取得した場合の扱い）

<対応の方向性>

1. 一元化の機会に、**名称を「匿名加工情報」で統一する。**

【理由】

- ① 同じ内容の情報が民間部門と公的部門とで異なる名称となることは、**国民の目から見て極めて分かりにくい。**
- ② **個人情報の定義を統一する結果、非識別加工情報も非個人情報となるので、区別する理由がなくなる。**

2. 一元化の機会に、匿名加工情報は行政機関等にとっても非個人情報であるとの前提で、行政機関等における匿名加工情報の取扱いに関する**規律を明確化**する。

【具体的内容】

- ① 匿名加工情報の作成は、**法令の定める所掌事務又は業務の範囲内**で可能
⇒ 安全管理措置の一環としての匿名加工も当然に可能
- ② 匿名加工情報の取得も、**法令の定める所掌事務又は業務の範囲内**で可能
⇒ 匿名加工情報を取得した場合、民間部門に準じた安全管理措置義務・識別行為禁止義務を課す
- ③ 匿名加工情報の提供は、**以下の場合に限り可能**
 - ア 提案公募手続を経て契約を締結した者に提供する場合
 - イ 法令の規定に基づく場合
 - ウ 加工元の個人情報の提供が可能なる場合

私が注目する論点

- 「個人情報」定義の統一
 - 「容易照合」に統一することになる様子 → 大変良い方向性
- なぜ重要か
 - 「個人情報」概念の基礎に影響するから
 - 現行の解釈の明確化を進めるために
 - 今後の対象範囲の調整（cookie等）の障害とならないために
 - 条例2000個問題の解決の基礎となる
- 課題
 - 公的部門を「容易照合」にしてよいのか問題
 - 対象範囲が現在より狭まることを回避することが必須とされる
- 解決策は見えている
 - そもそも「容易照合」「照合」とは何だったのかを解明した

法案立案経緯の調査

● JILISによる情報公開請求

● 対象法令

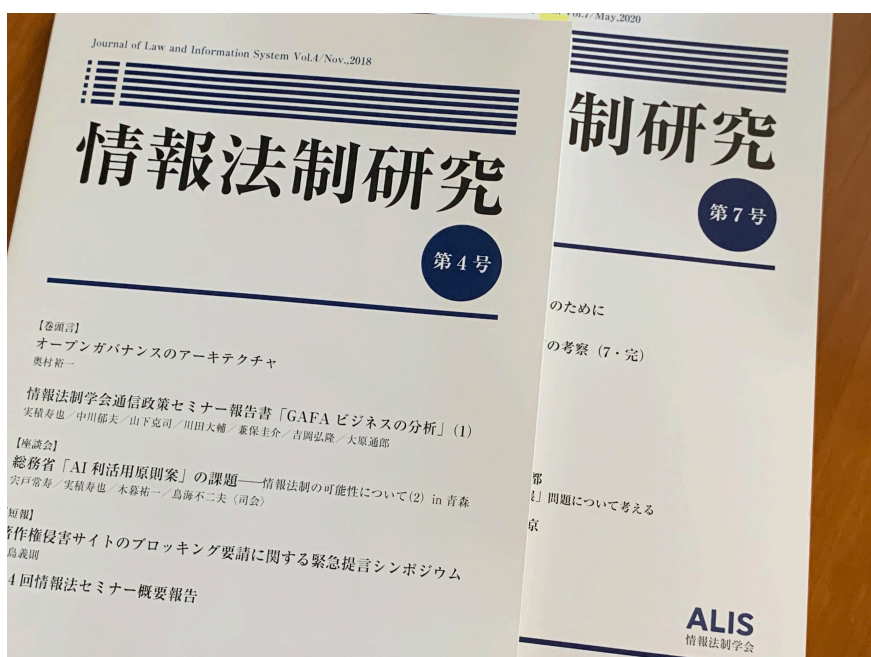
- 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年）
- 情報公開法（平成11年）
- 個人情報保護法（平成15年）
- 行政機関個人情報保護法（平成15年）
- 個人情報保護法平成27年改正
- 行政機関個人情報保護法平成28年改正

● 対象文書

- 内閣法制局保有の「法律案審議録」
- 立案当局保有の「法制局審査資料」その他
 - 法制局での予備審査時の議事録が含まれている

成果は連載論文に記載

- 「個人情報保護から個人データ保護へ 民間部門と公的部門の規定統合に向けた検討(1)～(4)」



論文の内容

- IV. 個人情報ファイル概念と容易照合性（4号）
 - 個人情報ファイルとは何か
 - 散在情報の概念
 - 検索性と体系性
 - 提供元基準と容易照合性
 - 処理情報の照合と散在情報の照合
- V. 個人に関する情報とは何か（7号）
 - 保護法における「個人に関する情報」の語義
 - 公開法における「個人に関する情報」の語義
 - 近年における論点
- VI. 非個人情報性と匿名加工情報（8号予定）

一元化検討会での現時点の議論

- 第2回会合で示された案
 - 行政機関では「全体を内閣の統轄の下にある一つの組織」とみること、全てが元々「容易に照合できる」ものだったと整理
 - これにより、容易照合に変更しても現行と変わらないことになる

3. その際、公的部門において保護の対象となる情報の範囲が現在よりも狭まることを回避するため、一元化の機会に、政府の解釈として、以下の内容を精査し、明確化する。

行政機関等は、民間の個人情報取扱事業者との対比では、全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能であり、照合可能なデータベースが他の行政機関等に存在する場合であっても、法令上照合が禁止されておらず、一定の手続を踏めば照合できる場合には、近年のIT化の進展を踏まえれば、容易に照合できると評価し得る。

- さっそく疑義が出ている
 - 宍戸委員「独法は？」
 - 根元委員「法制的に問題ないのか？」
 - 佐藤委員「自由に流通すると受け取られかねないのでは？」

私から指摘したい問題点

- アクセス制御説に立脚した整理になってしまっている
 - 「法令上照合が禁止されておらず」とある
 - 禁止されていれば容易照合可能性がなくなるというのは、平成27年改正時に、内閣法制局長官の指摘で取り消された考え方

3. その際、公的部門において保護の対象となる情報の範囲が現在よりも狭まることを回避するため、一元化の機会に、政府の解釈として、以下の内容を精査し、明確化する。

行政機関等は、民間の個人情報取扱事業者との対比では、全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能であり、照合可能なデータベースが他の行政機関等に存在する場合であっても、法令上照合が禁止されておらず、一定の手続を踏めば照合できる場合には、近年のIT化の進展を踏まえれば、容易に照合できると評価し得る。

- アクセス制御説がなぜダメなのか
 - 氏名を消して元データとfirewallで分離すれば非個人情報ということにできてしまう → Suica事案
- 平成27年改正での整理はデータセット照合説だったはず

データセット照合説

- 提供元基準の容易照合を、元データとのデータセット照合可能性で捉える
 - 「データセット照合」可能とは（簡単に言えば）分離・加工されたデータが元の個人データと1対1対応関係が維持されている内容になっている場合をいう
 - つまり、ある個人についてのデータとして特徴的（唯一無二）であり、本人の人格から切り離されていないということ
 - 情報公開法5条1号本文後段が不開示の対象とする情報もこれに相当
 - 逆に言えば、1対1対応関係のないデータは、ありふれた情報であり、非個人情報化されたといえる
 - 施行規則19条5号の匿名加工基準はこれを反映したもの
 - 実際に照合するか否かに関係なく、データ内容の性質についての要件である → アクセス制御説の否定

「Q14問題」に注意

● 旧経産省ガイドラインQ&AのQ14（現Q1-15）

（個人情報）

Q 1-15 事業者の各取扱部門が独自に取得した個人情報を取扱部門ごとに設置されているデータベースにそれぞれ別々に保管している場合において、ある取扱部門のデータベースと他の取扱部門のデータベースの双方を取り扱うことができないときには、「容易に照合することができ」（法第2条第1項）ないといえますか。

A 1-15 事業者の各取扱部門が独自に取得した個人情報を取扱部門ごとに設置されているデータベースにそれぞれ別々に保管している場合において、双方の取扱部門やこれらを統括すべき立場の者等が、規程上・運用上、双方のデータベースを取り扱うことが厳格に禁止されていて、特別の費用や手間をかけることなく、通常の業務における一般的な方法で双方のデータベース上の情報を照合することができない状態である場合は、「容易に照合することができ」ない状態であると考えられます。

一方、双方の取扱部門の間で、通常の業務における一般的な方法で双方のデータベース上の情報を照合することができる状態である場合は、「容易に照合することができ」る状態であると考えられます。

- アクセス制御説という誤解を生む原因となったQ&A
- 重要なのは（禁止されていることではなく）「部門が独自に取得した」という前提の方
 - 通常、データセット照合ができない内容になっているはずだから、容易照合が否定される……と考えるべき

元々の「容易に照合」の意義

- 昭和63年法で導入された定義文
 - 立案初期では、「当該機関が保有する他のファイル又は台帳等と照合することにより識別できるものは含む」とされていた
 - これが長すぎる等の理由で「容易に照合」の文言に縮められた
 - 各省協議で「オンライン結合により、他の機関が保有する情報と容易に照合することが可能」な場合を加えることになった
 - 警察庁との覚書で以下の解釈が確認されていた（環境庁も同旨）
 - 「第2条第2号の『他の情報と容易に照合することができ（る）』とは、個人情報と他の情報とがオンラインで結ばれている場合、又は個人情報に含まれる記述、番号等と即時に対照できるよう他の情報が保有機関において別の個人情報ファイルに記録され、若しくは台帳等の形で備え付けられている場合をいうものであること」

想定されていた容易照合

- 国会想定問答の参考資料（2002年7月5日付）

1. 通常の個人情報ファイル（個人が識別できる情報 + 個人情報を体系的に構成）

	車両番号	所有者	住所	TEL
1	品川は 11-22	行政 太郎	東京都品川区	03-3268-31...
2	練馬わ 22-33	情報 花子	東京都練馬区	090-2269-51...
3	品川に 00-99	行政 太郎	東京都品川区	03-3268-31...
4				

※ 個人に着目した処理（検索、加工、編集等）が容易

2. 当該リストに記載された情報だけでは個人を識別できないが、他のリストと照合することにより個人を識別することができる

地点	通過日	通過時刻	速度(km/h)	車両番号
加平 PA	02年05月XX日	18:07	+30	品川は 11-22
小菅 JC	02年05月XX日	18:04	+30	品川は 11-22
高井戸	02年02月XX日	02:11	+40	横浜う 99-55

※ 個人情報ファイルとして利用（個人に着目した処理が容易）

「行政 太郎（が所有している車両「品川は 11-22」）」が、「02年5月XX日に小菅ジャンクション～加平パーキングエリアのルートで走行していた」ことがわかる。

照合して利用

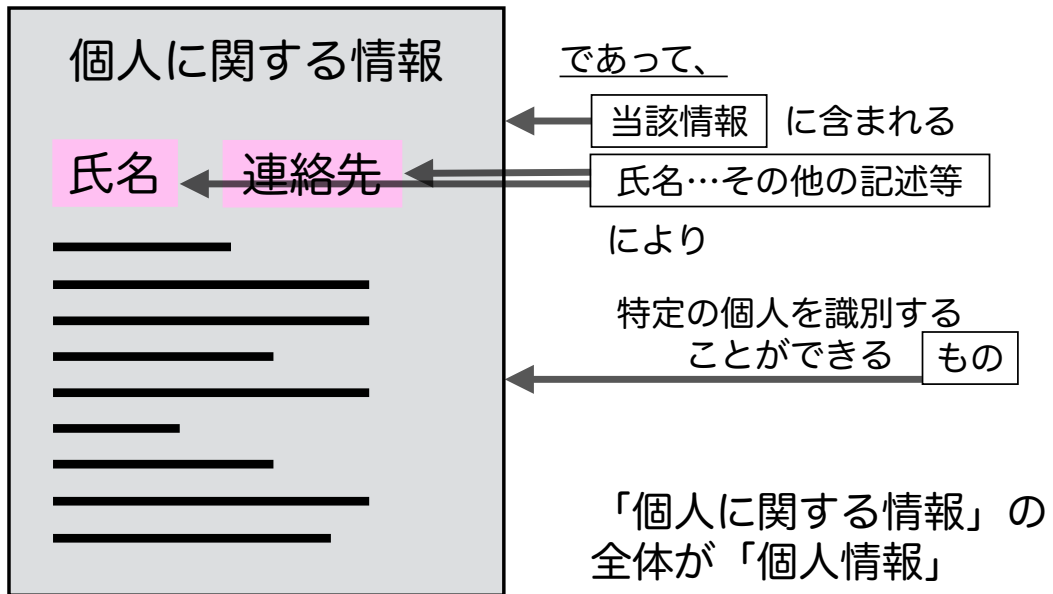
元々はイギリス法を真似たもの

- Data Protection Act 1984 での定義

- "Personal data" means data consisting of information which relates to a living individual who can be identified from that information (or from that and other information in the possession of the data user), including any expression of ……
- この括弧内の記述が日本法の容易照合の括弧書きと同じ内容
- 1982年の廃案となった旧法案には括弧書きがなかった
 - "Personal Data" means data consisting of information which relates to a living individual who can be identified from the information, including any expression of ……
- すなわち、確認的な規定であり、分離されたファイルを対象から外すという脱法行為を防ぐためのものだったと考えられる

空間的範囲と条件的範囲

- 「個人に関する情報」 ……空間的範囲
- 「特定の個人を識別することができるもの」 ……条件的範囲



容易照合は空間的範囲

- 容易照合の括弧書きは、空間的範囲を画定する要素
 - 「（他の情報と容易に照合することができ、それにより……となるものを含む。）」
 - これは、ある一つの「個人に関する情報」が及ぶ空間的範囲を拡張しているもの
 - この「含む」は、条件的範囲に含むという意味ではなく、空間的範囲に含めるという意味

1. 通常の個人情報ファイル(個人が識別できる情報 + 個人情報を体系的に構成)

	車両番号	所有者	住所	TEL
1	品川は 11-22	行政 太郎	東京都品川区	03-3268-01...
2	練馬わ 22-33	情報 花子	東京都練馬区	03-3269-01...
3	品川に 00-99	行政 太郎	東京都品川区	03-3268-01...
4				

※ 個人に着目した処理(検索、加工、編集等)が容易

2. 当該リストに記載された情報だけでは個人を識別できないが、他のリストと照合することにより個人を識別することができる

地点	通過日	通過時刻	速度(km/h)	車両番号
加平PA	02年05月XX日	18:07	+30	品川は11-22
小菅JCT	02年05月XX日	18:04	+30	品川は11-22
黄井戸	02年02月XX日	02:11	+40	練馬わ99-05

※ 個人情報ファイルとして利用(個人に着目した処理が容易)
「行政 太郎(が所有している車両「品川は11-22」)」が、「02年5月XX日に小菅ジャンクション～加平パーキングエリアのルートで走行していた」ことがわかる。

他方で情報公開法では

- 情報公開法5条1号に瓜二つの条文があるが……
 - 「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は…」
 - こちらは、開示した結果として当該情報から特定の個人を識別できることとなるそのような情報である場合を含めるといふ、条件的範囲を広げるもの
- 保護法と公開法では似て非なる概念
 - 元々の原案では別の条文だったのが法制局で直されたもの
 - 「……であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」 → 「含む」の語が使われていない

「容易に」は程度の要件ではない

- 検討会の「考え方」にもそれらしき記載がある

2. 従来の解釈・説明

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることについては、従来、以下の2つの観点からの説明が与えられてきた。
 - ① 公的部門と民間部門との規制の強度の差異に着目した説明
 - ② 公的部門の個人情報保護法制が、情報公開法制と密接に関連していることに着目した説明
2. このうち①は、公的部門における個人情報保護には、行政機関等が公権力を行使して収集した個人情報特に厳格に保護すべきとの要請が働くとして一般に考えられていることを背景とした説明であり、公的部門では、照合の容易性を個人情報該当性の要件としないことによって、民間部門よりも広い情報を保護対象としているとの説明である。
3. より具体的には、個人情報保護法における容易照合性の解釈として「通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な場合は、一般に容易に照合することができない状態である」との解釈が示されていることから、行政機関個人情報保護法等においては、他の機関への照会を要する場合等であっても個人情報に該当し得ると説明するものである。
4. これに対し②は、公的部門の個人情報保護法制が、情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面（情報公開法制において不開示となる「個人に関する情報」が、個人情報保護法制における「個人情報」として本人に開示されると期待されている側面）を有していることを背景とした説明であり、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法における「個人に関する情報」が照合の容易性を要件としていないことから、これとの整合性を図るため、行政機関個人情報保護法等における「個人情報」についても照合の容易性を要件としていないと説明するものである。
5. この場合において、
 - 個人情報保護法における容易照合可能性が、個人識別性のないデータ（例：商品購入履歴のリスト）と個人識別性のあるデータ（例：顧客リスト）に共通のIDを割り振ることで事業者がその気になれば一つのデータベースと

して運用できる場合を典型例として想定しているのに対し、

- 行政機関情報公開法や独立行政法人等情報公開法における照合可能性は、開示される文書（例：体罰事件の記録）と別途入手可能な文書（例：学校要覧）を閲覧者が手で組み合わせると開示される文書が誰についての記述かが判明する場合を想定している
- ことから、容易照合可能性と照合可能性の関係は、程度の差というよりも、それぞれ異なる文脈の基準であると位置付けられることとなる。

3. 整理の考え方

1. 以上の説明のうち、まず、①の観点からの説明を意識した場合、一元化後の法における定義を現行の個人情報保護法の定義に揃える（容易照合可能性で統一する）ことが、公的部門において保護の対象となる情報の範囲を狭め、公的部門における規制の強度を弱めるものとして受け止められないかが問題となる。
2. この点については、このような受け止められ方を避けるため、一元化の機会に、以下のような形で、政府の解釈を精査し、明確化することが適当ではないか。
 - ア 近年のIT化の進展により、通常の業務従事者の能力で照合できる範囲が格段に拡大しており、組織内に照合可能なデータベースが存在していれば、普段、分離して使っていたとしても、意図をもって照合しようと思えばできる限り、容易に照合できると評価し得る。
 - イ 行政機関等は、民間の個人情報取扱事業者との対比では、全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能であり、照合可能なデータベースが他の行政機関等に存在する場合であっても、法令上照合が禁止されおらず、一定の手続きを踏めば照合できる場合には、近年のIT化の進展を踏まえれば、容易に照合できると評価し得る。
 - ウ したがって、一元化後の法における容易照合可能性は、行政機関等との関係では、行政機関個人情報保護法等における照合可能性と（後述する匿名加工情報を非個人情報と整理するという点を除けば）違いがなく、行政機関等において保護の対象となる情報の範囲に実質的な変更はない。

● 過去の経緯からすれば②の整理のみでよいはず

- 平成15年行政機関個人情報保護法の立案時の、法制局審査資料の議事録を読むと、単に「情報公開法に合わせる」との観点でのみ語られている
- 公的部門の方が「個人情報の保護を充実強化する」ものとの記載もあったが、散在情報を対象に広げている点がそれなのであって、「容易に」をなくした件を言っているわけではないのではないか

● ②の整理では以下の対処が検討されている

3. 次に、②の観点からの説明を意識した場合、一元化後の法においても、公的部門の個人情報保護法制が情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面を有するという事情は変わらないことから、一元化後の法における定義を現行の個人情報保護法の定義に揃えることが、情報公開法制との整合性を失わせることとならないかが問題となる。

4. この点については、情報公開法制との整合性が問題になるのは行政機関等に対する開示等請求権に係る規定に限られることから、一元化後の法においても、これらの規定の対象となる情報に限っては、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」ことを条文中明記し、情報公開法制の文脈での照合可能性が認められる情報が引き続き開示等請求権の対象となることを明らかにすることが適当ではないか。

本人情報中の他人の個人に関する情報

● 行政機関個人情報保護法14条2号

(他人に関する情報を不開示情報とする規定)

- 開示請求者以外の個人に関する情報（…）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは…
- この括弧書きは情報公開法と同じ解釈
 - 条件的範囲を画定する要素
 - 解釈を情報公開法と合わせるべき部分は実はここだった！
- それに対して、2条の「個人情報」定義中の括弧書きは開示対象情報の空間的範囲を画定する要素であり別物！

法目的に立ち戻った整理が必要

- 定義の対象範囲は、規定毎に、法目的に沿って規定する（解釈する）べきとも言える
 - 利用目的の特定、目的外利用の禁止
 - 正確性の確保
 - 安全管理/確保措置
 - 提供の制限
 - 開示等請求権
 - （プロファイリング関係は？）
- 散在情報の安全確保措置はどの範囲が対象となるべきか
 - 散在情報の保有個人情報、行政文書に記録された個人情報なのだから、基本的にはそれ自体で「個人に関する情報」として空間的範囲が確定する
 - つまり、括弧書きの照合によるものは無用なのではないか

結局のところ

- 義務規定ごとに「個人情報」定義の解釈が変わり得る
 - 本来ならば、義務規定ごとに条文で明示的に区別して規定するのが究極形だが……
 - 従前は「照合することができ…を含む」がそれぞれの場合の解釈を包摂する形で規定しているだけだったと整理した上で……
 - 新しい条文がその解釈に矛盾していない（狭めていない）ことを、政府解釈として、義務規定ごとの括弧書きの解釈を示しておけばいいのではないか
- 具体的には例えば
 - 個人情報ファイルに対するものは「容易照合」、散在情報に対するものは括弧書きの「含む」なしで解釈
 - 14条2号は「照合」（情報公開法の不開示情報に合わせて）

その他の論点

- 「個人情報ファイル」と「個人情報データベース等」
 - 研究独法等は、民間部門の規律を基本としつつ、開示等を公的部門の規律とすると、「個人情報ファイル簿」はどのようにするか
 - 研究独法等が、利用目的関係義務を「個人情報データベース等」対象ということになると、規制が緩められることになるという問題も生ずる
 - この際「個人情報ファイル」の集合物を「個人情報データベース等」と定義してはどうか
 - そして、民間部門の利用目的公表・開示（27条1項、2項）の対象を「個人情報データベース等」と現行法を維持しつつ、「個人情報ファイル」每に行ってもよいものとしてはどうか
 - その上で研究独法等は、民間部門の規律を基本としつつ、「個人情報ファイル」毎の規律の適用を必須として、「個人情報ファイル簿」相当のものを公表させてはどうか